

平成十五年六月二十四日提出
質問第一〇八号

防衛庁等による発注等に関する再質問主意書

提出者
川田悦子

防衛庁等による発注等に関する再質問主意書

六月一二日、先に提出した質問主意書（衆質一五六第六四号）に対する答弁書の説明を防衛庁管理局から受けた。その際、同局が調査・回答を約束していた品名、パーツナンバー、部隊での洗浄マニュアル、洗浄結果のレポートなどについては「メーカーに直接聞いてくれ」との返事であり、答弁書の説明においても同様の発言があった。これらは国会議員による文民統制の点からも、また行政監視の点からも納得できるものではない。改めて明確な回答を求める。以下質問する。

一 航空自衛隊練習機T-4のエンジンF3の燃料制御装置（以下「FCU」）七〇二台の修理を石川島播磨重工業（以下「IHI」）に指示する以前に、航空自衛隊各部隊ですべてのFCUを洗浄したという。

- (1) 同作業に要した費用はいくらか。
- (2) (1)の作業費用をIHIに請求しないのはなぜか。
- (3) 有償修理契約を行なった九〇台についてはオーバーホール時の無償修理としなかったのはなぜか。

(4) 防衛庁は同事故の原因をFCUのボルトの金属片剥離としつつも、なぜ剥離したのか、またそれ

を事前に除去できなかったかなど詳細を不明としている。しかるに防衛庁は同ボルトを交換すれば再発しないと断定するが、原因を特定できないままの再発防止は本来ありえない。原因を特定できないにもかかわらず、同ボルトを交換することで事足りりとするのはなぜか。再発防止策としてボルト交換のみで十分とする理由を明らかにされたい。

- (5) (4) について「防衛庁は詳しいことは分からない」「知りたければIHIに直接聞いてほしい」という。防衛庁が公費で発注したものに対しての回答としてはあまりにも無責任極まりない。どのような理由でそう回答できるのか。明らかにされたい。

二 一九九八(平成一〇)年五月に行なわれたIHI田無工場における会計検査院の検査に備えて防衛庁調達実地本部(現、契約本部)府中管理事務所員とIHIが会議を持ち、検査員の視察ルートを予め決め、それに沿って事前実施事項を細かに打ち合わせ、府中管理事務所員が実施状況を確認したといわれている(添付文書「H10年度 会計検査受験時の注意事項」参照)。実施事項には「治工具貸し出し依頼表の一時格納」「治工具予約貸出票の格納」「J79 V A N E I A S S Y ラインの作業標準表の格納」など四四項目があり、注意事項として「見える範囲では工数報告を行わない」「質問を受けたら、直接答えない」と

指示している。

(1) 防衛庁は府中管理事務所員とIHIが五月八日に打ち合わせを行なったと認めている。では、当日の打ち合わせはいかなるものであったのか。

(2) 防衛庁では議事録がすでに処分され確認できないとしているが、添付文書のとおり打ち合わせをした事実はあるか。また添付文書は、この検査時に打ち合わせた際、用いられたものと解してよいか。

(3) 添付文書のとおり打ち合わせをし会計検査に臨んだ場合、それは会計検査の根幹にかかわることであり、その意味をなさないことにならないか。会計検査院法第二五条【**実地検査**】同第二六条【**帳簿等の提出、関係者への質問等**】の規定を形骸化させ、またそれに反する行為と思われる。見解を問う。また同様のことを他工場、他企業において行なっている事実はないか。併せて問う。

(4) 「J79 V A N E - A S S Y ラインの作業標準表の格納」(添付文書)や「見える範囲では工数報告を行わない」(同)などによって、府中管理事務所とIHIは作業時間数(工数)の「標準」や「実態」を検査員に知られないように隠蔽しているのではないか。政府としてはなぜこのような指

示を出していると認識しているのか明らかにされたい。

三 質問主意書（衆質一五六第六四号）に対する答弁書では専用治工具について、「契約以外の目的で使用されているとの事実は把握していない」としている。

ところが一九九九年七月三日にIHI呉第二工場でガスタービンの運転試験中に中間軸が破断し、その破片に直撃されて二名の運転技師が死亡する災害が発生した。事故が起きたガスタービンはIHIが三菱電機から受注し東京都下水道局に納入するものであった。この運転設備はIHIが海上自衛隊から受注する艦艇用のガスタービンを運転する専用設備として一九八〇年代末に改造されたものであった。専用治工具（設備）が民間向け製品の製造等に流用されていたことが不測の死亡事故によってはしなくも明るみに出たという。

（１） 九九年七月三日の事故が、専用治工具（設備）が民間向け製品の製造等に流用されていたうえで起こった事故であるというのは事実か。事実である場合、先の答弁「契約以外の目的で……把握していない」との部分に齟齬が生じることとなる。見解を問う。

（２） （１）が事実である場合、調達実施本部広島管理事務所はこの報告を受けていたか。受けていた

場合、なんらかの処分等を課したか。課していない場合、それはなぜか。

- (3) 質問二において指摘したように会計検査院の検査にあたって「治工具貸し出し依頼表の一時格納」「治工具予約貸出票の格納」が行なわれていることは、IHI田無工場においても民間向け製品の製造に専用治工具が使用されていることを隠す目的があったからではないか。政府としてはこの点についてどう認識しているか。

右質問する。

<<取扱注意>>

コピー不可

H10年度 会計検査受験時の注意事項

H10.5.13
田無工場
生産計画部

1. 会計検査受験対応日程

- 5./9 (金) 会計検査受検対策会議 (IHI、東支府)
- 5./12 (火) 13:00~15:00 田計パトロール (青山SM、谷中S、三代川)
- 5./13 (水) 改善実施事項連絡
- 5./18 (月) 13:00~15:00 社内事前パトロール
(辻塚SM、鶴岡SM、下條GW、谷M、青山SM)
- 5./20 (水) 10:00~11:30 東支府 最終確認
- 5./21 (木) 14:00~15:00 東支府最終確認を踏まえた確認会議
(403会議室) (工場基幹職及び関係者)
- 5./22 (金) 8:30~10:00 社内最終確認 (青山SM、谷中S、三代川)
- 5/25 (月) 13:00~14:30 検査官 工場視察
防衛検査2課(艦船) 3名
防衛検査3課(航空) 5名 + 東支府 若干名

2. 社内事前実施事項:

(社内事前パトロール)

<処置担当部門>

- (1) 旧表面処理前(第1事務所側)の機械の一時撤去 田設
- (2) 史料館内の全てのパンフレットの格納、エンジン断面図の格納 史料館長
- (3) 史料館ATF模型の一時撤去?、エンジンの台車標示の有無 防営・史料館長
- (4) 各職場の事務机・黒板・作業台にある書類はすべて格納する 各工場課
 - * 日程表をはりだしておかない
 - * エンジン断面図をはりだしておかない
 - * 電算機のO/P用紙を片付ける(メモ用紙としての使用を禁止する)
 - * 各種管理資料は張り出さず格納する
- (5) 全般的に整理・整頓・清掃を 各工場課
- (6) 工程確認票格納の必要なし、但し、宇宙・開発 工事やトスファイルから 各工場課
アウトプットした指導表は一時格納する
- (7) 工場視察時はNPS改善マン、改善グループの作業は一時中断する 各工場課
- (8) 田宇開5軸横・ラック生爪表示の格納・H2ライン横のTP一時撤去 田宇開
- (9) MAIN通路両サイドのTOOL/治工具の整理・整頓 各工場課
- (10) 治工具貸し出し依頼表の一時格納 各工場課
- (11) 治工具予約貸出票の格納 各工場課
- (12) 工具室、治工具貸出しカウンターの整理(当日工具を置かない) 田具
- (13) 電子ビーム横のシャッター溝と周辺の清掃 田板機
- (14) 田精恒温室の整理、展示室内のエンジン断面図の格納 田精
- (15) 田精恒温室と第4事務所西側階段横のJD-ファイルの整理・格納 田精
- (16) GE90フローライン横、砥石置場10番、11番の一時撤去 田翼
- (17) 溶接職場前の外注ボードの一時撤去 田翼
- (18) SFCルームのカーテンのおろし 田翼

(19) SFCルーム横のIHK駐在室の製造工程表を格納する	IHK
(20) 出来高進捗ボードの格納(NC総型研削盤)と消灯(トレント・ライン)	田翼
(21) 第4事務所東側階段下の溶接棒等の一時撤去	田翼
(22) 中工場立型NC前の治具表示を明確にする	田板機
(23) 中工場ショットピーニング横の工程外注棚の格納	田計
(24) 中工場LV前のカパートルク#3通い箱の一時撤去	田板機
(25) バス停・進捗管理ボード・時刻表(KIT)台車の格納	田板機
(26) 板機O/H通い箱の格納	田板機
(27) フラップ・ライン職場メイン通路側の掲示物の格納	田板機
(28) J79VANE-ASSYラインの作業標準表の格納	田板機
(29) コミュニケーションボードのグラフ・日程表等の一時撤去	各工場課
(30) 東工場シャッター横の整理・整頓	田板機
(31) 熱処理工場のドアを閉めること	田板機
(32) グランド南側コデップ倉庫の施錠	田板機
(33) 東工場出口右側の廃材コンテナ(4個)の一時撤去	田計・(IJS)
(34) 熱処理工場前通路の外注業者自動車の駐車禁止	田調達・田総
(35) みどりの広場前、通路の外注業者自動車の駐車禁止	田調達・田総
(36) 交替制夜勤者ボードの一時撤去	田計
(37) ICC工場ロビーの整理・整頓	田計・(ICC)
(38) 切削屑回収用ドラム缶の整頓(特に多いものは処分する)	田計・(IJS)
(39) 自動倉庫北屋外素材棚のシート掛け	田計・(IJS)
(40) 自動倉庫シャッターの下ろし	田計・(IJS)
(41) タラー端末機周辺を整理する(コード表・マニュアル類の格納?)	田計
(42) 受入検査前の廃材・翼IPライン外の機械のシートがけ等の整理	田設
(43) 第1事務所、来客食堂勝手口前の危険物地下タンク表示が剥がれている	田設
(44) 工場視察中はメイン通路の部品運搬はやめる	田計・(IJS)

1) 注意事項:

- (1) 検査官の工場視察中はメイン通路から見える範囲では工数報告を行わない
- (2) 工場内で検査官から質問を受けたら、直接答えないで「ちょっとお待ち下さい」と言っておき、IHI随行者に質問の趣旨を伝えて答させる

3. 検査官の工場視察ルート(予定)

